

商工業者再建支援補助金の二次募集を開始します



日本の
ひなた
宮崎県

令和4年台風第14号（以下「台風第14号」という。）の被害を受けた県内の商工業者に対し、事業再建に必要な施設・設備の復旧等に要する経費を補助します。

補助率

※千円未満切捨て

中小企業者：2分の1 小規模事業者：3分の2

補助上限額

200万円

補助対象者

補助金の申請は、一事業者につき原則1回です。

以下の(1)～(3)を満たし、県内に本店又は主たる事業所を有する中小企業・小規模の商工業者

- (1) 台風第14号以前に災害対策を実施又は保険に加入していること
- (2) BCP(事業継続力強化計画を含む。)を策定予定又は策定済みであること
- (3) 本補助金で復旧等を行った施設・設備について保険に加入すること(小規模事業者は推奨)

補助対象経費

補助対象経費は、災害発生日まで遡及計上が可能です。

補助事業者が台風第14号の発生前に所有していた施設・設備であって、台風第14号による災害のため損壊若しくは滅失又は継続して使用することが困難になったもののうち、事業の再建に不可欠な施設・設備の復旧等に要する経費

| | |
|-----|--|
| 施設費 | 事務所、倉庫、その他事業再建に不可欠と認められる施設の復旧等に要する経費 |
| 設備費 | 事業の用に供する設備であって、中小企業・小規模の商工業者の資産として計上するものの復旧等に要する経費 |

- 施設・設備の復旧等に要する経費には、施設・設備の原状回復のみならず、施設の建替及び防災機能強化を含めた復旧に要する経費も含まれます。
- 災害保険や共済の対象である施設・設備については、その保険金等を補助対象経費から控除します。
- 本補助金と目的が類似する国や市町村の補助金等を活用する場合、活用する補助金等を県の補助金額から控除した上で、補助金を交付します。
- 資産計上されていない施設・設備については、原則補助対象とすることができません。
- 福利厚生関係その他汎用性の高い施設・設備は補助対象外です。

申請書類

県ホームページに記載の様式のほか、市町村が発行する書類等、事業者ご自身で準備いただく書類があります。

また、施設の復旧を行う場合と設備の復旧を行う場合で申請書類が一部異なりますので、[必ず県のホームページ等の「交付申請書作成マニュアル」にて、詳細を御確認ください。](#)

※県ホームページは、下部のQRコードからご覧いただけます。

受付期間・提出先

○受付期間：令和5年4月28日(金)～令和5年6月16日(金)

(消印有効)

○提出先：宮崎市橘通東2丁目10番1号 (〒880-8501)

宮崎県商工観光労働部商工政策課 商工団体担当


○提出方法：上記提出先に[郵送](#)で提出

問い合わせ先

書類の記入方法や提出書類等、本補助金に関する御不明な点は、

[下記のコールセンター](#)までお問い合わせください。

商工業者再建支援補助金 コールセンター

 **050-3354-7887**

午前9時～午後5時 (土曜日、日曜日、休日を除く)

期間：令和5年4月21日(金)～令和5年6月30日(金)

その他

申請様式等は県庁ホームページからダウンロードできます。
インターネットが利用できない場合は、県庁本館1階県民室、
各地の総合庁舎にある県政相談室での配布、コールセンターからの
郵送を行っています。

商工業者再建支援補助金

検索

県HPはこちら↓

